

「1，改正の目的」

Q1-1：条例改正の目的は？

A1-1：近年の豪雪のため、国県道を結ぶ幹線道路等の交通及び公共施設の利用などに多くの支障が生じたことから規制の見直しを行いました。

「2，改正の内容」

Q2-1：改正の内容は？

A2-1：冬期間における市民の安全・安心を確保するため、交通量の多い幹線市道や公共性の高い施設等を対象として限定的に消雪パイプ敷設のための井戸の掘削を認めるとともに、上水道水源井を守るため規制の見直しを行いました。

Q2-2：具体的な変更点は？

Q2-2：①公共の用に供する井戸として、「幹線道路等の重要な路線で除雪が困難な路線に供する井戸」、「公共性が高い施設に供する井戸」等を追加、②川西地域の一部において区域（第1種、第2種）を変更、③対象となる井戸はストレーナーの位置から掘削深度に変更、などです。

「3，規制区域」

Q3-1：規制されている地域区分は？

A3-1：第1種地域と第2種地域があります。第1種地域は、十日町地域の田川～川治川の間地域と川西地域の千手地域・上野地域の一部となります。第2種地域は、十日町地域の川治川～羽根川の間、田川～上大井田川及び川西地域の橘地域、上野地域の第1種規制区域以外の区域になります。詳しくは「十日町地域規制区域図、川西地域規制区域図」を参照して下さい。

「4，新規井戸の掘削」

Q4-1：第1種地域の場合は？

A4-1：第1種地域では、新たな井戸を設置する場合、掘削深が地表面よりそれぞれ20m（十日町地域）、50m（川西地域）以深のものについては、市長の許可がないと掘削出来ません。

Q4-2：第2種地域の場合は？

A4-2：第2種地域では、工事を施行する14日前までに届出いただければ問題はありせん。

「5, 既存井戸の掘替え」

Q5-1: 条例改正前はストレーナーが 20m よりも浅い位置にある掘削深 50m の井戸であった。掘り替えを行いたいけどどのような手続きが必要か？

A5-1: 条例改正により旧条例の対象井戸以外の井戸にあっても新条例の条件に合致すれば対象井戸と見なされます。そのため井戸の設置場所等の変更を行う際には申請・許可が必要となります。なお、みなし規定により許可・届出があった井戸の掘り替えについては、ストレーナー位置は変更できません。

Q5-2: 掘削深度 50m の井戸があるが、十分な水量が取れなくなったため掘り増し、もしくは敷地内の異なる位置に掘り替えを行いたい。

A5-2: 対象井戸の能力に変更がなく周辺の井戸に新たな影響を及ぼさない設置位置であることなどの条件を満たす場合には、同一敷地内に限り、掘り替えを認めます。

Q5-3: A 町内に深井戸を所有しており、現在は使用していないため、代わりに B 町内に同じ深さの井戸を掘りたい。

A5-3: 井戸の設置位置の変更は、同一敷地内に限ります。それ以外については、新設許可の申請が必要となります。

Q5-4: 十分な水量が確保できなくなったため、ポンプの設置位置や能力を変更したい。

A5-4: 対象井戸の能力に変更がなければ認められます。具体的には、吐出量 (ℓ/分) が変わらない場合に限り、ポンプ能力の変更を認めます。

Q5-5: 年間の揚水量を見直したい。

A5-5: 揚水量の増は認められません。また、場合によっては、使用水量や稼働時間の実績を求めることもあります。

「6, 市に届けていない井戸の場合」

Q6-1: これまで対象井戸でなかったため届出をしていなかった。今後の取り扱いは？

A6-1: 条例改正前の状況にかかわらず現在の井戸の状況により、対象井戸か否かを判断します。よって現在の井戸掘削深が十日町地域 20m 以深 (川西地域 50m) であれば対象井戸となり、第 1 種地域では申請が必要であり、第 2 種地域では届出が必要となります。

今後、第 1 種地域内にある井戸について、状況等を確認する調査を行う予定でおります。この調査において状況が把握できなかった井戸については、変更等の手続きを認めない可能性もありますのでご留意願います。

「7, その他」

Q7-1 : 申請 (届出) に必要な書類がほしい

A7-1 : こちらの (URL) よりダウンロードできます。

Q7-2 : 市役所のどの係に相談すればいいの?

A7-2 : Q&A に記載されていない事項や不明な点は、市役所 3 階 建設課維持係
までご相談ください。(757-9932)